

平成29年度における保健事業の申請期限等のお知らせ

まもなく、インフルエンザ予防接種助成等の申請期限・有効期限が到来します。

組合員の皆様におかれましては、申請漏れ等がないように、次の点をもう一度ご確認くださいませようよろしく申し上げます。

1. インフルエンザ予防接種助成について

助成の対象となるのは、平成 30 年 1 月 31 日までの間に予防接種をしたものに限ります。

また、申請期限は平成 30 年 2 月 28 日(本組合必着)となります。

申請期限を過ぎてからの受付はできませんのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載しています。

「平成 29 年度版保健事業のご案内」13～14 ページ

2. 歯科健診助成について

35 歳～60 歳までの 5 歳刻みの組合員を対象に配付しました「歯科健診受診票」の有効期限は平成 30 年 1 月 31 日となります。

有効期限を過ぎての健診は助成対象となりませんので、ご注意ください。

なお、事前に歯科医院へ健診の予約をしていただく必要がありますが、有効期限が迫ってからでは有効期限内に予約が取れない可能性がありますのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載しています。

「平成 29 年度版保健事業のご案内」15～16 ページ

3. 平成 29 年度「保健施設利用券」(ブルー色)について

有効期限は平成 30 年 3 月 31 日となります。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

また、この利用券は、組合員 1 人につき 1 枚の発行となっております。他の組合員の利用券を譲り受けて使用することはできません。また、組合員・被扶養者以外の者が使用すること、公務出張の際に使用することはできません。

「保健施設利用券」の使用方法是次のとおり掲載しています。

「平成 29 年度版保健事業のご案内」20～25 ページ

4. 「銀婚者祝福指定保養所宿泊助成券」(藤色)について

有効期限は平成 30 年 3 月 31 日となります。

有効期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

なお、今年度に婚姻 25 年に到達する方については、当該宿泊助成券が未使用の場合は翌年度に再交付することができますが、平成 28 年度に婚姻 25 年に到達した方については、翌年度に再交付することはできませんのでご注意ください。

銀婚者祝福助成事業の内容等は次のとおり掲載しています。

「平成 29 年度版保健事業のご案内」27～29 ページ

5. 公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ利用助成について

助成の対象となるのは、平成 30 年 3 月 31 日までの適用回数券購入又は平成 30 年 3 月分までの適用月会費の支払いに限ります。

また、申請期限は平成 30 年 4 月 10 日(本組合必着)となります。

申請期限を過ぎてからの受付はできませんのでご注意ください。

事業内容は次のとおり掲載しています。

「平成 29 年度版保健事業のご案内」18～19 ページ

担 当:保健課 保健担当 中村
T E L:055-232-7311